

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成28年12月9日付け答申第126号)

第1 事案の概要

H27.2.23 審査請求人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、警察本部長(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

「水俣警察署庁舎新築工事地質調査の分析結果報告書(含有量)と試料採取図。(H20.2.22付請求受付第16号:含有量以外の報告書はいただいているので)(H20.3.6付)」

H27.3.5 実施機関

保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、分析結果報告書(含有量)については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。

なお、試料採取図については、審査請求人との対象文書特定協議において、調査位置平面図を対象文書として特定し、全部開示決定を行った。

H27.5.7 審査請求人

公安委員会に対し、本件不開示決定を不服として、審査請求。

H27.6.26 公安委員会

情報公開審査会に諮問。

第2 当事者の主張の趣旨

1 審査請求人

- ・ 本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・ 開示しない理由に「水俣警察庁舎新築工事地質調査については、含有量調査は義務付けられている検査でないため実施しておらず、本件請求に係る文書は存在しません。」とのことであるが、水俣警察庁舎新築工事は、第二種特定有害物質(重金属等)を含有する土地であり、土壌溶出試験だけでなく、土壌含有試験を行う必要があった。従って、「本件請求に係る行政文書は存在しない」では済まされない。

2 実施機関

- ・ 土壌含有量調査は、平成22年4月1日に改正された「土壌汚染対策法」において、一定面積以上の形質変更を行う際に義務づけられたが、新築工事は同法改正前の平成18年から平成20年にかけて行っており、当時は検査を行うための法的根拠が存在しないことから、当該検査を実施していない。よって、本件請求に係る行政文書は存在しない。

なお、土壌溶出量検査については、当該土地から産業廃棄物とみられる物質が検出されたことから、法的義務はなかったものの、任意で実施したものである。

第3 審査会の判断

1 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

2 理由

当時の土壤汚染対策法の条文を確認したが、実施機関が主張するとおり、調査すべき根拠としては、第3条及び第4条に規定されていた。

次に、第3条関係について、当該土地の使用歴を、実施機関から提出された資料に基づき検討したが、警察署が建てられる前は、ひばりヶ丘運動場として使用されていたことが確認され、確かに、実施機関が説明するように、有害物質使用特定施設が存在したとは認められない。更に、第4条関係についても、知事から、土壤の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果報告命令は行われていないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

以上、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の義務はなかったことから、土壤含有量調査を実施しておらず、それに係る文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

諮問実施機関	: 熊本県公安委員会
諮問日	: 平成27年 6月26日(諮問第167号)
答申日	: 平成28年12月 9日(答申第126号)
事案名	: 熊本県水俣警察署庁舎新築工事地質調査の分析結果報告書(含有量)の不開示決定(不存在)に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、平成27年3月5日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成27年2月23日、審査請求人は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、下記のとおり行政文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

記

水俣警察署庁舎新築工事地質調査の分析結果報告書(含有量)と試料採取図。(H20.2.22付請求受付第16号:含有量以外の報告書はいただいているので)(H20.3.6付)

- 2 平成27年3月5日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、分析結果報告書(含有量)については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。

なお、試料採取図については、審査請求人との対象文書特定協議において、調査位置平面図を対象文書として特定し、全部開示決定を行った。

- 3 平成27年5月7日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成27年6月26日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示しない理由に「水俣警察庁舎新築工事地質調査については、含有量調査は義務付けられている検査でないため実施しておらず、本件請求に係る文書は存在しません。」とのことであるが、水俣警察庁舎新築工事は、第二種特定有害物質（重金属等）を含有する土地であり、土壤溶出試験だけでなく、土壤含有試験を行う必要があった。従って、「本件請求に係る行政文書は存在しない」では済まされない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、次のとおりである。

- (1) 土壤含有量調査は、平成22年4月1日に改正された「土壤汚染対策法」において、一定面積以上の形質変更を行う際に義務づけられたが、新築工事は同法改正前の平成18年から平成20年にかけて行っており、当時は検査を行うための法的根拠が存在しないことから、当該検査を実施していない。よって、本件請求に係る行政文書は存在しない。

なお、土壤溶出量検査については、当該土地から産業廃棄物とみられる物質が検出されたことから、法的義務はなかったものの、任意で実施したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について、調査、審議した結果、以下のように判断する。

- 1 本件不開示決定の妥当性について
- (1) 審査請求人は、当該土地は、第二種特定有害物質（重金属等）を含有する土地であり、土壤溶出量調査だけでなく、土壤含有量調査を行う義務があったと主張している。一方、実施機関は、土壤含有量調査は義務付けられている検査でないため実施しておらず、本件請求に係る文書は存在しないと主張している。
- (2) このため、当審査会では、当該土地について、当時、土壤含有量調査を行うべき法的根拠があったのかどうか、審査請求人に対しては意見書を求め、実施機関に対しては説明を求めたところ、以下の通りであった。

審査請求人の主張について

審査請求人は「法的根拠がある」と主張しているが、審査会に提出された資料の中には、その当時、土壤含有量調査を行うべき法的根拠を示すものは、確認できなかった。

実施機関の主張について

当該調査の根拠となる法律は、土壤汚染対策法である。新築工事については、平成18年から平成20年にかけて行っており、当時の

土壤汚染対策法では、土壤汚染状況調査について、以下の内容の規定がある。

ア 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については、所有者等は、土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果を都道府県知事に報告しなければならないこと（第3条関係）

イ 上記アに規定するもののほか、都道府県知事が、土壤汚染による人の健康被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果の報告を命ずることができること（第4条関係）

上記アについて、当該土地の過去の履歴を調査したが、有害物質使用特定施設が存在した形跡はなかった。

上記イについて、知事から、当該土地に関して、土壤の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果報告命令は行われていなかった。

以上により、土壤含有量調査を行うべき法的根拠は、存在しなかったとの説明であった。

(3) 当審査会では、(2)の内容について、以下のように判断する。

審査請求人の主張について

上記(2)に記載のとおり、審査請求人から審査会に提出された資料の中には、土壤含有量調査を行うべき法的根拠を示すものはないと判断する。

実施機関の主張について

当時の土壤汚染対策法の条文を確認したが、実施機関が主張するとおり、調査すべき根拠としては、第3条及び第4条に規定されていた。

次に、上記(2)ア(第3条関係)について、当該土地の使用履歴を実施機関から提出された資料に基づき検討したが、警察署が建てられる前は、ひばりヶ丘運動場として使用されていたことが確認され、確かに、実施機関が説明するように、有害物質使用特定施設が存在したとは認められない。更に、(2)イ(第4条関係)についても、知事から、土壤の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果報告命令は行われていないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

以上、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の義務はなかったことから、土壤含有量調査を実施しておらず、それに係る文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(4) よって、実施機関が本件開示請求に対して行った不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島	正剛
会長職務代理者		原島	良成
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	井寺	美穂

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 6月26日	・ 諮問(第167号)
平成28年 2月 1日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受理
平成28年 3月28日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成28年 9月21日	・ 審議
平成28年10月19日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成28年11月16日	・ 審議